町田市消費生活センター

市民ボランティアの運営委員と市が協働で運営しています

51年目！

目指そう！ エシカルな消費が未来を救う!!

運営協議会はこんなことに取り組んでいます！

楽しい講座がいっぱい
みんなきてね～

- 参加費無料（実費必要の場合あり）
- 保育あり（事前申し込み必要）
- ご案内はこちら
  - ・広報まちだ
  - ・センターだより
  - ・チラシ
  - ・ホームページ
  - ・ブログ

消費生活センター
イベント情報

テスト教室

学習会

料理教室

SDGs 達成のために はじめてみませんか？

実はその買い物、行動

マイボトル

マイバック

町田産野菜

食材はすべて
使いきる

あなたも エシカル消費者です

社会、環境などが地球全体にどう影響するのかを考えて
「思いやりのある消費行動」を !!

エシカルな行動チェックしてみよう☑

- ☐必要のない電気は消す
- ☐冷蔵庫の中を確認してから買い物に行く
- ☐長く使えるものを選ぶ
- ☐壊れても修理などして、使い続ける
- ☐被災地の商品を選ぶ
- ☐フェアトレードの商品を選ぶ
- ☐障がい者雇用につながる商品を選ぶ
- ☐環境に配慮した商品や企業を選ぶ
- ☐食べ物は、陳列棚の手前にあるものを選ぶ

※消費者教育支援センター「SDGs 達成のための未来を変えるエシカル消費」より抜粋

困った時には相談しよう！

消費生活センターでは契約など
消費生活に関するご相談を受けています。

インターネット通販に注意！

事例　先週、ブランド物の財布をインターネット通販で購入した。通常価格より安かったので注文したが、偽物を販売しているという情報を見つけた。代引き配達で2万円である。キャンセルしたいが、どうしたらいいか。

アドバイス　通信販売はクーリング・オフができません。必ず返品特約を確認してください。特定商取引法上の表記を見て本当に存在しているか、連絡がつく事業者か確認してください。
怪しい事業者の場合は受け取らずに様子を見る方法もあります。欠品等を理由に〇〇ペイで返金するふりをして送金させる手口もありますのでご注意ください。

定期購入のトラブルにご注意！

事例　スマートフォンのSNSの広告で定期縛りのない1,980円の美容液を見つけた。チャットで申し込む途中でさらにお得なコースを案内された。商品が届いたが、申し込んだコースは4回の縛りがある契約だと分かった。解約の電話をかけたが話し中で通じない。

アドバイス　定期購入に関するトラブルは多いですが、最近は入力途中で別のお得なコースを案内され高額な縛りのある契約をしてしまったという相談が増えています。SNSの広告はスクリーンショットなどで保存し、申し込む際は、購入条件や返品特約、最終確認画面をよく確認しましょう。

契約のトラブルは

「消費生活センター」へ

☎042-722-0001

受付時間　月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）
午前9時～正午
午後1時～4時

ブレーカーの点検商法に注意！

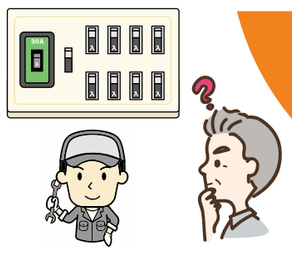

事例　ブレーカーの無料点検をすると電話があり承諾した。後日訪問されて点検後に、このままでは漏電して火事になると言われ、不安になって新しいブレーカーに交換する契約をした。90万円と高額だったので不安。

アドバイス　無料の点検だからと気軽に応じると、交換工事などの勧誘をされることがあります。事例のように不安をあおられて点検後に勧められても、すぐ契約せず、家族や信頼できる人に相談しましょう。ブレーカーは電力会社による4年に一度の法定点検が定められており費用は無料です。

「くらしのレスキューサービス」にご注意！

事例　トイレが詰まったのでインターネットで検索し、料金は4,000円からと書いてあった事業者に来てもらった。作業の前に30万円だと言われて驚いたがお願いした。作業後、仕方がないと思い支払ったが、納得できない。

アドバイス　トイレの詰まりや水道のトラブル、鍵の紛失、ネズミが出たなどの急なトラブルに遭遇した際、インターネットで調べたいわゆる「くらしのレスキューサービス」に依頼し、高額な請求を受けたという相談が多数寄せられています。日頃から事業者を調べておくとよいでしょう。車のトラブルでロードサービスを頼んだがキャンセルを申し出たら高額なキャンセル料を請求された相談も増えています。料金に納得できない場合は支払わずに交渉しましょう。

訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけれど解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。

訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等も含む）・・・8日間
電話勧誘販売・・・8日間　**マルチ商法**・・・20日間
特定継続的役務（エステティックサロン、一部の美容医療サービス、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス）・・・8日間
業務提供誘引販売（内職商法、モニター商法）・・・20日間
訪問購入取引・・・8日間

★クレジット会社にも同時に通知する。
★特定記録等の郵便、または電磁的方法（電子メール・SNS等）を使い、通知した記録と文面を保存しておく。

契約解除通知書

契約年月日　令和　年　月　日
商品名
契約金額　円
販売会社名　×××株式会社　××営業所
担当者　××　×××

右記日付の契約は解除します。支払い済みの　円を返金して下さい。なお、商品は引き取って下さい。

令和〇〇年　〇月×日
〇〇市〇区〇町〇丁〇番地
東京　太郎

- ●クーリング・オフの期間が経過した場合でも、マルチ商法と特定継続的役務は中途解約できます。
- ●さらに事業者が嘘を言ったり、脅したりして契約した時は、クーリング・オフ期間が過ぎても解約が可能な場合があります。

※店舗販売、通信販売は、原則クーリング・オフできません。

悪質商法から身を守る

消費生活出前学習会

- **テーマ**　「だまされないで！町田市の相談事例と対処法」、「高齢者を狙う悪質商法と被害発見のポイント」など
- **開催時間**　原則、平日の午前10時から午後４時の１～２時間程度
- **開催場所**　みなさまのところに出向きます。会場はご用意ください。
- **費　用**　無料

詳しくは消費生活センター ☎042－725－8805 へお問い合わせを

多重債務で困ったら すぐにご相談ください

消費生活センターでは、多重債務解決に向けて町田弁護士クラブ、東京司法書士会町田支部と連携事業を行っています。
センターが確実に相談者と専門家をつなぎ、迅速かつ効果的な問題解決に導きます。
開始以来、多くの方がこの制度をご利用されています。多重債務問題は解決できます。お気軽にご相談下さい。

消費生活センターは中立・公平な立場で助言・あっせんを行うところです。事業者への指導権限はありません。

この広報紙は、65,000部作成し、1部あたりの単価は6円です（職員人件費を含みます）。